資料２

令和８年度の高知県における実現方策の進捗確認について

水安全計画の策定について

〈目的〉
・「高知県水道ビジョン」における、重要施策「作成支援ツール等を活用した水安全計画の策定」の数値目標は、令和６年度までに策定率100%
・県の役割：水安全計画策定に必要な情報の提供や計画立案方法の助言など策定支援を行う。
なお、本事業は、圏域リーダー育成の取組も兼ねている。
〈策定ツール〉水安全計画作成支援ツール
簡易版（Ver.1.2）
〈参考図書〉水安全計画のためのガイドライン
（平成２０年５月）
〈水安全計画とは〉
水源から給水栓に至る全ての段階において包括的な危害評価と危害管理を行うことが安全な飲料水を常時供給し続けるために有効であることから、HACCP手法の考え方の水道への導入が提唱されました。このような**水道システム管理を水安全計画**といいます。

令和２～３年度に、須崎市・いの町・馬路村において県代行モデル事業を実施し、ノウハウ集を公表。
その後は黒潮町、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、梼原町、大月町、三原村でモデル事業の内容と簡易ツールの操作方法を共有し、策定を実践した。
令和５年度は、令和２年度にモデル事業体となった須崎市・いの町の水安全計画のレビュー（少なくとも３年に１回は実施）について、県と土佐市も参加する形で、令和６年２月に合同で開催した。
令和７年度は、未策定の市町村に伺い策定の支援を行ったり、年度内に策定することを促し、３市町村で策定を完了。

今年度は、未策定の２町に対し年度内に策定することを促し、要望があれば役場へ伺い又はウェブ会議形式で策定の支援を行う。
また、３年に１回はレビュー※を実施する必要があるため、策定から２年以上経過している市町村に対しレビューの検討を要請し、要望があれば県も参加する。

※水道施設は経年的に劣化し、水道水の安全性を向上させるのに有用な新技術の導入を進めるべきこと等から、水安全計画が常に安全な水を供給していくうえで十分なものであるかを再度確認し、必要により水安全計画の改定を行う作業

クリプトスポリジウム対策等による浄水処理の適正化について

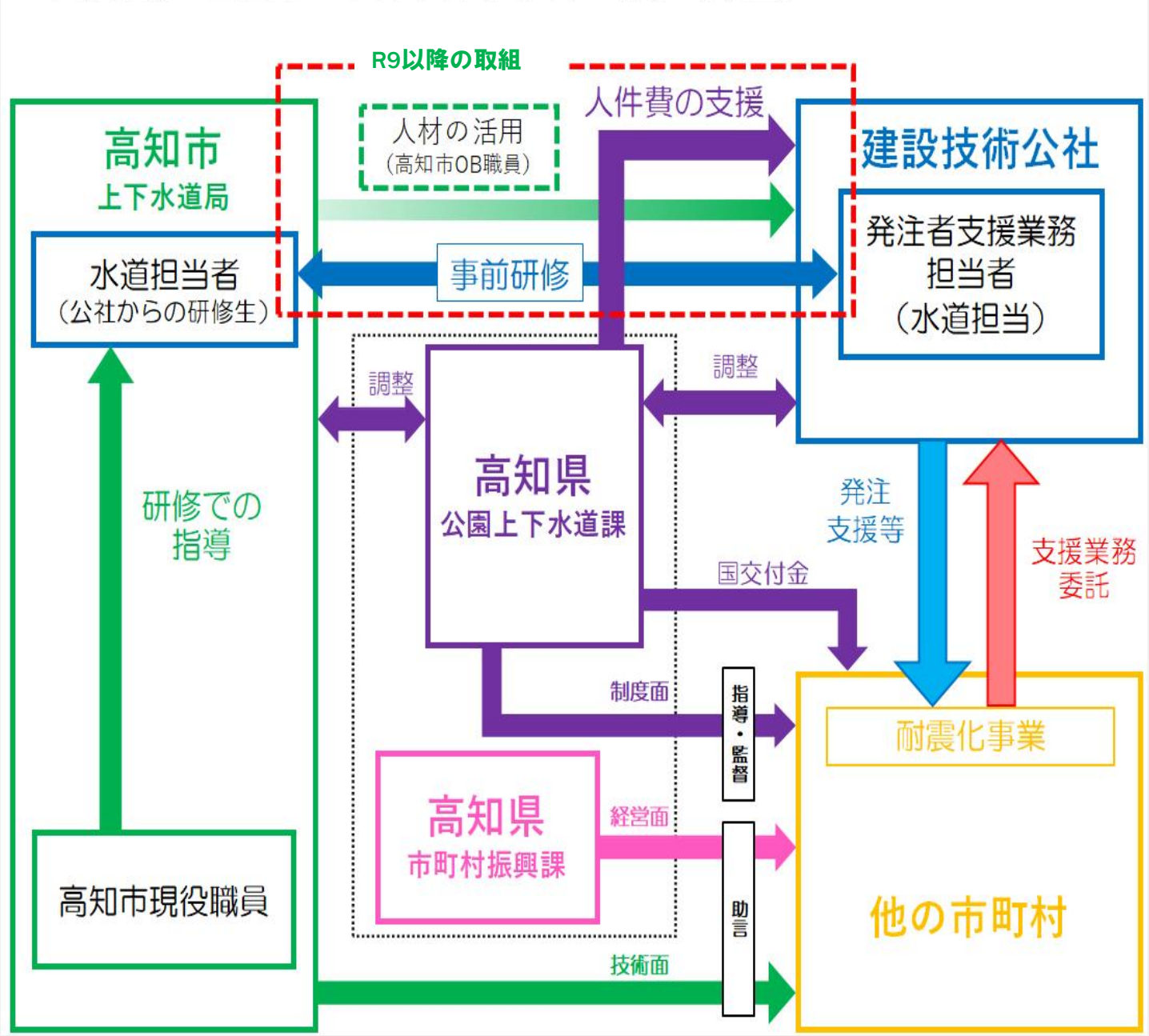
〈目的〉
・「高知県水道ビジョン」における、重要施策「クリプトスポリジウム等の汚染リスクに対応した浄水処理の適正化」の数値目標は、令和６年度までに実施率100%
・県の役割：浄水処理導入の指導や技術的助言を行う。補助事業などの交付金の活用について助言を行う。
　そこで、県が水道事業体に対して、適切な助言と指導を行えるノウハウや知見を得るために、県代行モデル事業として、クリプトスポリジウム対策等の基本検討を行う。
　なお、本事業は、圏域リーダー育成の取組も兼ねている。

〈参考図書〉
・水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（令和元年５月）
・水道施設設計指針（2012）

　令和２年度に、須崎市、宿毛市、四万十市、香美市、いの町で県代行モデル事業を実施し、対策方針を公表。
　その後は未対策市町村への対策方針の紹介を行った。
（令和４年度は香美市に対策方針を再共有）

　施設の導入には多額の費用を要することから、ここ数年、対策が進んでおらず実施率は横ばいの状況にある。さらに、本年度は指標菌検査の結果、対策が必要と判断された施設が増加したことにより、実施率が前年度を下回る結果となった。
　対策が必要な施設数の増加には、採水時の試料汚染が一因となっている可能性がある。こうした誤判定による影響を防ぐため、指標菌が検出された場合には、すべて県への報告を義務付け、必要に応じて対応方針の助言を行っていく。
　今後は、クリプトスポリジウム対策の必要性について関係者への理解促進と意識啓発を一層進め、施設の適切な管理と導入率の向上を図っていく。

水道施設の耐震化に向けた協力体制の構築



この協力体制は、耐震化事業に限定するものではなく、多くの水道事業者で抱えている技術的な知見を有した職員不足を補うためのスキームである。

水道BCPの策定について

1　国交付金の活用の推進

国の生活基盤施設耐震化等交付金の業務継続計画策定のメニューを活用するよう紹介した。
（Ｒ５活用市町村　８市町村、Ｒ６活用市町村　３市町村）
R6年度末に全市町村で策定完了

2　策定済みBCPの共有及び策定支援にかかる協議

県が作成したＢＣＰのひな形及び高知市から提供を受けたＢＣＰ、受援計画を各市町村へ共有を行った。
策定されたＢＣＰについて災害時応急給水体制整備事業費補助金の補助対象となるよう支援を行った。
⇒**実効性のあるBCPにするため、応急給水計画に重点を置き、応急給水が必要な施設毎の対象人数や給水量、運搬手段、給水源等を最終目標年次までに整理することを目指す**

3　災害時応急給水体制整備事業費補助金の実績（R5～R7）

令和５年度に創設し、応急給水活動に必要となる資機材（タンク等）の整備支援補助を行った。
（Ｒ５　３市・補助額18,091千円、R6　6市町・補助額31,389千円、R7　9市町・補助額46,920千円）
⇒**新たな需要調査を行い、一定の需要が確認されれば補助金を復活させることを検討中**

水道施設台帳の整備について

1　これまでの取り組み

平成30年の水道法改正に伴い、「水道施設台帳の作成及び保管」が水道事業者の義務として規定
⇒**令和４年度末までに整備が完了**

2　現状

管路台帳、施設台帳ともに**電子化できていない事業体は３町村（馬路村、越知町、中土佐町）**

3　これからの取り組み

・台帳を紙で整備している場合、被災した際に台帳を紛失する恐れがあることや、応援事業者への情報共有に時間を要するなど、災害時の迅速な復旧の妨げとなる恐れがある
⇒**全ての水道事業体で、管路については台帳の電子化を最終目標年次までに目指す**

・整備して終わりではなく、更新が必要（毎年度できなくても、頻度を決めて定期的に）
⇒ビジョン部会での聞き取りでは、隔年・更新時など、各市町村ごとの基準で実施していることを確認

アセットマネジメントの導入について

〈目的〉
・「高知県水道ビジョン」における、重要施策「簡易支援ツール等を活用したアセットマネジメントの導入」の数値目標は、令和６年度までに実施率80%
・県の役割：技術を保有する水道事業体と連携し、アセットマネジメント３C導入における助言やアセットマネジメント簡易支援ツールや各水道事業体の取り組み状況などの情報提供を行う。
　そこで、県が水道事業体に対して、適切な助言と指導を行えるノウハウや知見を得るために、県代行モデル事業として、簡易支援ツールを活用してのアセットマネジメントの導入を行う。
　なお、本事業は、圏域リーダー育成の取組も兼ねている。

〈参考図書〉
・水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き
・簡易支援ツールを使用したアセットマネジメントの実施マニュアル

　令和３年度に、宿毛市で県代行モデル事業を実施し、ノウハウ集を公表。
　令和４年度は、四万十市でモデル事業の内容や簡易ツールの操作方法を共有し、策定の実践を行った。
　令和５年度は、東洋町・北川村で内容の説明を実施。
　令和６年度に、すべての市町村で上水道事業者は３Ｃ以上、簡易水道事業者は１Ａ以上のアセットマネジメントを策定済み。

　今後一定の経過期間を設け、**アセットマネジメントが4D相当であることを交付金要望の要件**とする予定がある。
（R5.7.6厚労省水道課長通知）

　最終目標100%は達成。今後は**将来的に補助要件がタイプ４D相当**となることを視野に入れ、**詳細化を進めていく**。

保健所の立入検査について

水道ビジョンの策定に伴い、立入検査の調査項目に

・水安全計画の策定状況
・水道BCPの策定状況
・水道施設台帳の整備及びシステム化の整備状況
・アセットマネジメントの導入状況

} 追加し、立入検査において確認



R７年度からは、水安全計画について
「策定後の実施状況の検証及びレビューの実施」を追加し、確認している

立入検査において、毎年同じような指摘を受けている事業体があり、改善される見込みがない
⇒**指摘事項と市町村名を当課ホームページで公表することを保健所と検討中**

水道業務の受け皿となる支援組織（水道広域支援組織）の検討と活用について

■これまでの経過

水道分野における高知県建設技術公社の発注者支援業務が、令和６年度に初めて実施（いの町：膜ろ過施設工事）された。
昨年度の支援内容は、「水源改良工事」の実施積算（香美市）、「配水池敷地及び進入路設置工事」の積算及び施工監理（香南市）。
今年度の支援内容は、「配水池の機械等設置及び進入路舗装工等」の積算及び施工監理（香南市）

■令和９年度以降の予定

・R9は「配水池の機械等設置及び進入路舗装工等」の積算及び施工監理（香南市）。
・体制充実のため、積極的な利用をお願いしていく
・これまで、浄水場等の施設工事の発注支援業務（積算）、施工監理（監督）を行ってきたが、その他工事の積算・監督や、業務のとりまとめ発注など、一定のニーズが確認できた業務内容について新たに取扱うことを検討。**業務内容によっては相応の時間を要するが、対応可能。**
・**長期的な業務量及び人材確保**ができれば、規模や業務内容の拡大を検討。
その際には、**各市町村からの人材派遣・OBの紹介**等の協力をお願いする予定。

【参考資料】広域支援組織の設立経緯と役割について

1　設立経緯

「高知市圏域を除き、全体的に職員数が不足し、技術職員数も少ないため、職務上の負担が大きく、技術の継承・人材育成が不十分」という課題に対して、「水道業務の受け皿となる支援組織の検討・活用」が高知県水道ビジョンの中で県が主体で取り組むべき重要施策として位置付けられた

「高知県水道広域支援組織勉強会」を設置し、担当者レベルの実務上の課題の洗い出しや、委託業務・請負工事の発注状況調査、市町村ニーズ調査を実施し、水道広域支援体制の内容について検討

令和５年度の第２回高知県水道広域支援組織検討委員会において、全市町村出席のもと、県や市町村が出資し、土木工事の発注者支援業務を行っている「高知県建設技術公社」を水道業務の受け皿となる「広域支援組織」とすることを決定し、令和６年度から業務開始

2　役割

各市町村が発注する水道工事の発注図書（図面や設計書等）の作成や工事の現場監理等の支援を行う

